

アグリスタート補助金（準備型）交付要綱

令和6年5月30日
産業経済部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業者の高齢化や後継者不足への対策として新規就農者の増加を図るため、加古川市内の農地を耕作地とした新規就農を目指して営農開始に向けた研修を受けている者に対して、予算の範囲内においてアグリスタート補助金（準備型）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となる者）

第2条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、兵庫県が規定する「就農準備資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）研修機関等認定要領（令和元年6月26日制定）」で認定を受けた研修機関等で研修を受けている者（研修を受けている者が青年等就農計画において年間農業所得の目標設定の対象となる「主たる農業従事者」である法人を含む。）のうち、加古川市で農作物の栽培に関する就農を計画する者とする。

2 前項の補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

（1）農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）又は農地法（昭和27年法律第229号）により加古川市内の農地を購入、又は借り受けている者

（2）市長より、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第14条の4第3項の規定に基づく青年等就農計画の認定を受けている者

3 補助対象者は、研修修了日から1年以内に、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1）基盤法第14条の4第3項の規定に基づく青年等就農計画の認定を受けること。

（2）市内の農地で農業経営を開始すること。

（補助対象の期間）

第3条 補助対象の期間は、12箇月を上限とし、研修開始日の属する月から研修修了日の属する月までとする。

2 前項に規定する研修開始日は、前条第2項の規定を満たした日の属する年度から遡り1年度までを補助対象とすることができるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、既に補助金の交付決定を受けたことがある期間は補助対象とすることはできない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1月あたり2万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金等の交付の決定を受けて補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)は、研修を修了したときは、補助事業実績報告書(様式第2号)に別表2に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、研修を受けた期間が6箇月以上経過したときは、補助金の額の確定前であっても当該経過した期間に係る補助金の交付を請求することができる。この場合において、補助事業者は、前条の規定に基づき当該請求する期間に係る実績報告を行わなければならない。

(就農等の報告)

第8条 補助事業者は、第2条第3項第2号の要件を満たしたときは、速やかに就農報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、就農報告書に記載のある農業経営開始日から起算し、補助対象期間と同期間が経過したときは、速やかに就農状況報告書(様式第5号)に別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第9条 市長は、規則第18条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第3項の規定を満たさないとき。
- (2) 前条に規定する書類の提出がないとき。
- (3) 就農の実態が確認できないとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間において第2条に規定する研修を修了した者に係る令和6年度における同条の規定の適用については、同条中「申請日」とあるのは、「令和6年4月1日以降」とする。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】（第 5 条関係）

補助金 交付申請書 添付資料	<ul style="list-style-type: none">・研修先、及び研修期間が分かる書類・青年等就農計画認定書の写し、又は青年等就農計画（案）・（個人）本人確認書類の写し ※氏名、住所及び生年月日の記載がある官公署発行のもの・（法人）現在事項全部証明書の写し、又は履歴事項全部証明書の写し・その他、市長が必要であると認める書類
----------------------	--

【別表 2】（第 6 条関係）

補助事業 実績報告書 添付資料	<ul style="list-style-type: none">・作業日誌等、補助対象期間に研修を受けていたことが分かる書類・その他、市長が必要であると認める書類
-----------------------	--

【別表 3】（第 8 条関係）

就農状況 報告書 添付資料	<ul style="list-style-type: none">・作業日誌等、就農状況報告期間に農業に従事していたことが分かる書類・その他、市長が必要であると認める書類
---------------------	---